

令和 4 年 12 月 5 日

第 4 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第82号	令和4年度大垣市一般会計補正予算(第6号)
議第83号	令和4年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)
議第84号	令和4年度大垣市競輪事業会計補正予算(第1号)
議第85号	令和4年度大垣市病院事業会計補正予算(第3号)
議第86号	令和4年度大垣市水道事業会計補正予算(第3号)
議第87号	令和4年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
議第88号	大垣市個人情報保護法施行条例の制定について
議第89号	大垣市個人情報保護審査会設置条例の制定について
議第90号	大垣市未来づくり基金条例の制定について
議第91号	大垣市職員の定年等に関する条例等の一部改正について
議第92号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第93号	大垣市基金条例の一部改正について
議第94号	大垣市立小学校及び中学校設置条例等の一部改正について
議第95号	大垣市環境保全基金条例の廃止について
議第96号	大垣市民会館条例の廃止について
議第97号	請負契約の締結について
議第98号	市道路線の認定について
議第99号	市道路線の廃止について
報第13号	専決処分の報告並びにその承認について
報第14号	専決処分の報告並びにその承認について

議第82号

令和4年度大垣市一般会計補正予算(第6号)

令和4年度大垣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,286,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月5日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		9,922,849	4,700	9,927,549
	2. 国 庫 補 助 金	3,340,901	4,700	3,345,601
16. 県 支 出 金		4,331,354	12,300	4,343,654
	2. 県 補 助 金	1,370,847	1,300	1,372,147
	3. 委 託 金	359,604	11,000	370,604
18. 寄 附 金		989,460	301,200	1,290,660
	1. 寄 附 金	989,460	301,200	1,290,660
20. 繰 越 金		2,489,000	166,000	2,655,000
	1. 繰 越 金	2,489,000	166,000	2,655,000
21. 諸 収 入		2,725,214	3,800	2,729,014
	6. 雑 入	1,230,098	3,800	1,233,898
歳 入 合 計		63,798,000	488,000	64,286,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		358,490	3,330	361,820
	1. 議 会 費	358,490	3,330	361,820
2. 総 務 費		7,301,640	428,220	7,729,860
	1. 総 務 管 理 費	5,574,080	394,820	5,968,900
	2. 市 民 活 動 費	617,740	5,250	622,990
	3. 徴 税 費	718,270	710	718,980
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	253,480	1,690	255,170
	5. 選 挙 費	75,380	27,300	102,680
	7. 監 査 委 員 費	39,210	△1,550	37,660
3. 民 生 費		23,580,130	9,970	23,590,100
	1. 社 会 福 祉 費	5,553,070	24,120	5,577,190
	2. 老 人 福 祉 費	2,634,000	7,490	2,641,490
	3. 児 童 福 祉 費	10,057,470	△24,040	10,033,430
	4. 生 活 保 護 費	1,488,910	2,400	1,491,310
4. 衛 生 費		6,009,550	12,400	6,021,950
	1. 保 健 衛 生 費	3,364,030	△10,310	3,353,720
	2. 清 掃 費	2,645,520	22,710	2,668,230
5. 労 働 費		113,450	3,500	116,950
	1. 労 働 諸 費	113,450	3,500	116,950
6. 農 林 水 産 業 費		950,810	4,970	955,780
	1. 農 業 費	232,130	4,480	236,610
	2. 畜 産 業 費	9,750	△1,470	8,280
	4. 土 地 改 良 費	573,540	1,960	575,500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		2,741,150	750	2,741,900
	1. 商 工 費	2,666,450	△4,550	2,661,900
	2. 繰 出 金	74,700	5,300	80,000
8. 土 木 費		5,457,320	△80	5,457,240
	1. 土 木 管 理 費	233,270	△2,620	230,650
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,640,170	550	1,640,720
	3. 河 川 水 路 費	883,790	△7,060	876,730
	4. 都 市 計 画 費	2,115,460	10,170	2,125,630
	5. 住 宅 費	555,200	△1,120	554,080
9. 消 防 費		1,755,550	△2,490	1,753,060
	1. 消 防 費	1,755,550	△2,490	1,753,060
10. 教 育 費		6,634,060	27,430	6,661,490
	1. 教 育 総 務 費	898,850	10,180	909,030
	2. 小 学 校 費	973,650	4,400	978,050
	3. 中 学 校 費	584,320	2,200	586,520
	4. 幼 稚 園 費	535,280	△17,090	518,190
	5. 社 会 教 育 費	1,862,250	9,570	1,871,820
	6. 保 健 体 育 費	1,779,710	18,170	1,797,880
歳 出 合 計		63,798,000	488,000	64,286,000

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営ポスター掲示場設置等委託	令和5年度	3,100
土木管理車購入事業	令和5年度	6,000
勤労身体障害者等市民プール改修事業	令和5年度	10,000

令和4年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	1,149,517	1,400	1,150,917	4. 老人福祉費	1,400	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 1,400×10/10
5. 教育費国庫補助金	84,364	3,300	87,664	1. 小学校費	2,200	累計 7,109 学校保健特別対策事業費 感染症対策・学校教育活動継続支援事業費 4,400×1/2
				2. 中学校費	1,100	累計 11,190 学校保健特別対策事業費 感染症対策・学校教育活動継続支援事業費 2,200×1/2
計	3,340,901	4,700	3,345,601			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業費県補助金	159,632	1,300	160,932	1. 農業費	1,300	累計 53,827 農業委員会費
計	1,370,847	1,300	1,372,147			

(款) 16. 県支出金

(項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	312,117	11,000	323,117	4. 選挙費	11,000	累計 58,245 県議会議員選挙費
計	359,604	11,000	370,604			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費寄附金	932,000	301,200	1,233,200	1. 総務管理費	301,200	
計	989,460	301,200	1,290,660			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	2,489,000	166,000	2,655,000	1. 繰越金	166,000	
計	2,489,000	166,000	2,655,000			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	1,220,088	3,800	1,223,888	9. 教育雑入	3,800	累計 建物総合損害共済災害共済金 46,282
計	1,230,098	3,800	1,233,898			

2 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
1. 議会費	358,490	3,330	361,820	国県支出金	3,330	1. 報酬	1,600	累計 209,940	
				-		地方債	2. 給料	730	累計 42,320
				-		その他	3. 職員手当等	1,000	累計 23,740
計	358,490	3,330	361,820	国県支出金	3,330				
				-					
				-					
				-					

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
1. 一般管理費	1,005,640	△7,930	997,710	国県支出金	△7,930	2. 給料	760	累計 201,780	
				-		地方債	3. 職員手当等	2,770	累計 501,360
				-		その他	4. 共済費	△11,460	累計 226,180
2. 行政管理費	126,810	△1,410	125,400	国県支出金	△1,410	2. 給料	△740	累計 39,580	
				-		地方債	3. 職員手当等	△250	累計 21,880
				-		その他	4. 共済費	△420	累計 12,460
3. 人事管理費	139,430	800	140,230	国県支出金	800	3. 職員手当等	1,230	累計 28,140	
				-		地方債	4. 共済費	△430	累計 14,600
				-		その他			
4. 財産管理費	789,880	76,010	865,890	国県支出金	76,010	2. 給料	△1,370	累計 66,600	
				-		地方債	3. 職員手当等	△1,610	累計 40,920
				-		その他	4. 共済費	△1,010	累計 22,330

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						21. 補償補填及び賠償金	80,000	累計 80,200 土地開発公社補填金
6. 広報費	126,550	4,080	130,630	国県支出金	4,080	2. 給料	720	累計 20,800
				地方債		3. 職員手当等	2,890	累計 14,760
				その他		4. 共済費	470	累計 7,430
7. 企画費	1,266,380	308,210	1,574,590	国県支出金	8,210	2. 給料	2,120	累計 49,780
				地方債		3. 職員手当等	4,820	累計 34,800
				その他		4. 共済費	1,270	累計 17,610
				300,000		24. 積立金	300,000	累計 980,780 未来づくり基金積立金
8. 情報化推進費	77,610	△2,330	75,280	国県支出金	△2,330	2. 給料	△670	累計 21,680
				地方債		3. 職員手当等	△580	累計 12,410
				その他		4. 共済費	△1,080	累計 6,810
9. 情報工房費	122,010	7,400	129,410	国県支出金	7,400	21. 補償補填及び賠償金	7,400	情報工房光熱水費等補償費
10. 上石津地域事務所費	174,960	12,770	187,730	国県支出金	12,770	2. 給料	6,180	累計 81,200
				地方債		3. 職員手当等	4,090	累計 48,580
				その他		4. 共済費	2,500	累計 25,950

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
11. 墨俣地域事務所費	117,130	△8,210	108,920	国県支出金	△8,210	2. 給料	△4,550	累計 42,850	
				-		地方債	3. 職員手当等	△2,330	累計 24,040
				-		その他	4. 共済費	△1,330	累計 13,460
12. 市民サービスセンター費	189,650	10,270	199,920	国県支出金	10,270	2. 給料	6,680	累計 116,040	
				-		地方債	3. 職員手当等	2,690	累計 46,710
				-		その他	4. 共済費	900	累計 28,320
15. 防災費	209,400	△6,060	203,340	国県支出金	△6,060	2. 給料	△2,110	累計 37,060	
				-		地方債	3. 職員手当等	△2,270	累計 29,100
				-		その他	4. 共済費	△1,680	累計 12,830
16. 防犯・交通安全費	59,490	1,220	60,710	国県支出金	1,220	2. 給料	100	累計 12,960	
				-		地方債	3. 職員手当等	1,120	累計 8,390
				-		その他			
計	5,574,080	394,820	5,968,900	国県支出金	94,820				
			-	地方債					
			-	その他					
				300,000					

(款) 2. 総務費

(項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 市民活動推進費	132,820	△650	132,170	国県支出金	△650	2. 給料	△680	累計 45,330	
				-		地方債	3. 職員手当等	330	累計 28,690
				-		その他	4. 共済費	△800	累計 15,230

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						21. 補償補填及び賠償金	500	多目的交流イベントハウス光熱水費等補償費
2. 広聴費	39,060	450	39,510	国県支出金 - 地方債 - その他 -	450	3. 職員手当等	450	累計 9,180
6. 町内自治会費	78,330	△1,450	76,880	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,450	2. 給料	△950	累計 7,230
						3. 職員手当等	△250	累計 5,110
						4. 共済費	△250	累計 2,500
7. 地区センター費	199,420	6,900	206,320	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,900	21. 補償補填及び賠償金	6,900	地区センター光熱水費等補償費
計	617,740	5,250	622,990	国県支出金 - 地方債 - その他 -	5,250			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 税務総務費	454,960	△2,730	452,230	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△2,730	2. 給料	△900	累計 135,040
						3. 職員手当等	△840	累計 81,710
						4. 共済費	△990	累計 44,350

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2. 賦課徴収費	263,310	3,440	266,750	国県支出金	3,440	2. 給料	△4,050	累計 64,570	
				-		地方債	3. 職員手当等	△940	累計 39,820
				-		その他	4. 共済費	△1,570	累計 21,370
				-		22. 償還金利息及び割引料	10,000	累計 90,000 市税過誤納還付金	
計	718,270	710	718,980	国県支出金	710				
			-	地方債					
			-	その他					
			-						

(款) 2. 総務費

(項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 戸籍住民基本台帳費	253,480	1,690	255,170	国県支出金	1,690	2. 給料	△1,040	累計 83,370	
				-		地方債	3. 職員手当等	2,940	累計 51,080
				-		その他	4. 共済費	△210	累計 27,950
計	253,480	1,690	255,170	国県支出金	1,690				
			-	地方債					
			-	その他					
			-						

(款) 2. 総務費

(項) 5. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 選挙管理委員会費	25,080	300	25,380	国県支出金 - 地方債 - その他 -	300	3. 職員手当等	300	累計 7,150
4. 県・市議会議員選挙費	-	27,000	27,000	国県支出金 11,000 地方債 - その他 -	16,000	1. 報酬	820	選挙長報酬 20 会計年度任用職員報酬 800
						3. 職員手当等	1,810	時間外勤務手当 1,760 管理職員特別勤務手当 50
						7. 報償費	66	報償金
						10. 需用費	2,712	消耗品費 1,238 燃料費 3 食糧費 4 印刷製本費 1,467
						11. 役務費	4,562	通信運搬費 4,532 手数料 30
						12. 委託料	17,030	ポスター掲示場設置等委託料
計	75,380	27,300	102,680	国県支出金 11,000 地方債 - その他 -	16,300			

(款) 2. 総務費

(項) 7. 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 監査委員費	39,210	△1,550	37,660	国県支出金	△1,550	2. 給料	△960	累計 18,000	
				-		地方債	3. 職員手当等	△150	累計 10,330
				-		その他	4. 共済費	△440	累計 6,000
計	39,210	△1,550	37,660	国県支出金	△1,550				
				-					
				-					
				-					

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 社会福祉総務費	260,200	24,120	284,320	国県支出金	24,120	2. 給料	7,480	累計 56,810	
				-		地方債	3. 職員手当等	9,940	累計 39,610
				-		その他	4. 共済費	2,300	累計 20,350
				-			21. 補償補填及び賠償金	4,400	総合福祉会館光熱水費等補償費2,000 中川ふれあいセンター光熱水費等補償費 2,400
計	5,553,070	24,120	5,577,190	国県支出金	24,120				
				-					
				-					
				-					

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 老人福祉推進費	601,030	4,140	605,170	国県支出金	2,740	2. 給料	△850	累計 34,450	
				1,400		3. 職員手当等	△1,130	累計 23,270	
				地方債		-	4. 共済費	△180	累計 11,740
				その他		-	18. 負担金補助及び交付金	1,400	累計 47,589 地域介護・福祉空間整備等事業補助金
				-		21. 補償補填及び賠償金	4,900	老人福祉センター光熱水費等補償費 2,200 養老華園光熱水費等補償費 2,400 ケアハウスお勝山光熱水費等補償費 300	
2. 老人医療費	302,770	3,350	306,120	国県支出金	3,350	2. 給料	310	累計 12,890	
				-		3. 職員手当等	2,810	累計 11,960	
				地方債		-	4. 共済費	230	累計 5,010
				その他		-			
計	2,634,000	7,490	2,641,490	国県支出金 1,400 地方債 - その他 -	6,090				

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 子育て支援費	100,500	△6,240	94,260	国県支出金	△6,240	2. 給料	△2,530	累計 30,940	
				-		3. 職員手当等	△2,790	累計 18,280	
				地方債		-	4. 共済費	△920	累計 9,730
				その他		-			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2. 子育て総合支援センター費	159,590	1,310	160,900	国県支出金	1,310	2. 給料	1,680	累計 37,800	
				-		地方債	3. 職員手当等	△770	累計 17,930
				-		その他	4. 共済費	400	累計 9,790
				-					
3. 児童発達支援費	729,060	△1,140	727,920	国県支出金	△1,140	2. 給料	△980	累計 18,950	
				-		地方債	3. 職員手当等	160	累計 11,260
				-		その他	4. 共済費	△520	累計 6,330
				-			21. 補償補填及び賠償金	200	ひまわり学園光熱水費等補償費
5. 児童手当費	2,436,200	5,960	2,442,160	国県支出金	5,960	2. 給料	3,200	累計 14,540	
				-		地方債	3. 職員手当等	2,030	累計 9,240
				-		その他	4. 共済費	730	累計 4,680
				-					
6. 児童扶養手当費	527,510	690	528,200	国県支出金	690	2. 給料	290	累計 4,470	
				-		地方債	3. 職員手当等	130	累計 2,750
				-		その他	4. 共済費	270	累計 1,500
				-					
7. 児童保育費	4,578,470	△24,620	4,553,850	国県支出金	△24,620	2. 給料	△10,510	累計 778,550	
				-		地方債	3. 職員手当等	△7,080	累計 337,620
				-		その他	4. 共済費	△7,030	累計 178,330
				-					
計	10,057,470	△24,040	10,033,430	国県支出金	△24,040				
				-					
				地方債					
				-					
				その他					
				-					

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 生活支援総務費	390,410	2,400	392,810	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,400	21. 補償補填及び賠償金	2,400	牧野華園光熱水費等補償費
計	1,488,910	2,400	1,491,310	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,400			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 保健衛生総務費	98,050	△4,080	93,970	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△4,080	2. 給料	△2,320	累計 22,990
						3. 職員手当等	△1,140	累計 15,870
						4. 共済費	△620	累計 8,360
2. 保健センター費	215,540	6,420	221,960	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,420	2. 給料	2,510	累計 86,080
						3. 職員手当等	3,910	累計 46,150
7. 環境衛生費	59,320	△6,650	52,670	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△6,650	2. 給料	△5,690	累計 21,620
						3. 職員手当等	590	累計 17,500
						4. 共済費	△1,550	累計 8,120
8. 火葬場墓地費	207,580	△2,900	204,680	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△2,900	2. 給料	△340	累計 35,340
						3. 職員手当等	△2,580	累計 41,290
						4. 共済費	20	累計 15,860

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
9. 環境対策費	170,470	△3,100	167,370	国県支出金	△3,100	2. 給料	△1,820	累計 14,330
				- 地方債		3. 職員手当等	△570	累計 9,370
				- その他		4. 共済費	△710	累計 4,850
計	3,364,030	△10,310	3,353,720	国県支出金	△10,310			
				- 地方債				
				- その他				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 清掃総務費	317,720	5,650	323,370	国県支出金	5,650	3. 職員手当等	5,650	累計 21,860
				- 地方債				
				- その他				
2. リサイクル推進費	315,080	8,470	323,550	国県支出金	8,470	2. 給料	1,180	累計 19,810
				- 地方債		3. 職員手当等	6,060	累計 16,190
				- その他		4. 共済費	230	累計 5,920
						18. 負担金補助及び交付金	1,000	累計 1,567 生ごみ処理容器等 購入事業補助金
3. 塵芥処理費	884,850	1,120	885,970	国県支出金	1,120	2. 給料	△1,340	累計 180,980
				- 地方債		3. 職員手当等	2,960	累計 115,740
				- その他		4. 共済費	△500	累計 61,940

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
5. し尿処理費	147,020	7,470	154,490	国県支出金	7,470	2. 給料	2,580	累計 14,940	
				-		地方債	3. 職員手当等	4,280	累計 11,630
				-		その他	4. 共済費	610	累計 5,520
計	2,645,520	22,710	2,668,230	国県支出金	22,710				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 労務対策費	113,450	3,500	116,950	国県支出金	3,500	21. 補償補填及び賠償金	3,500	勤労者総合福祉センター光熱水費等補償費 2,100 職業訓練センター光熱水費等補償費 1,400	
				-					地方債
				-					その他
計	113,450	3,500	116,950	国県支出金	3,500				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 農業委員会費	62,330	1,300	63,630	国県支出金	-	17. 備品購入費	1,300	庁用器具費	
				1,300					地方債
				-					その他
			-						

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 農業費	140,540	2,980	143,520	国県支出金	2,980	3. 職員手当等	2,480	累計 20,440
				-		21. 補償補填及び賠償金	500	
				地方債		-		
3. 中山間地域対策費	29,260	200	29,460	国県支出金	200	21. 補償補填及び賠償金	200	時山文化伝承館光熱水費等補償費100 一之瀬ポケットパーク光熱水費等補償費 100
				-				
				地方債				
				その他				
				-				
計	232,130	4,480	236,610	国県支出金 1,300	3,180			
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 畜産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 畜産業費	9,750	△1,470	8,280	国県支出金	△1,470	2. 給料	△490	累計 2,300
				-		3. 職員手当等	△780	累計 1,370
				地方債		-		
				その他		4. 共済費	△200	累計 730
				-				
計	9,750	△1,470	8,280	国県支出金	△1,470			
				-				
				地方債				
				その他				
				-				

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土地改良総務費	56,390	1,060	57,450	国県支出金	1,060	3. 職員手当等	1,060	累計 6,780
				- 地方債				
				- その他				
3. 土地改良施設整備費	436,920	900	437,820	国県支出金	900	2. 給料	220	累計 21,710
				- 地方債		3. 職員手当等	680	累計 15,840
				- その他				
計	573,540	1,960	575,500	国県支出金	1,960			
				- 地方債				
				- その他				

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 商工振興費	1,735,790	9,330	1,745,120	国県支出金	9,330	2. 給料	4,580	累計 30,920
				- 地方債		3. 職員手当等	2,890	累計 25,220
				- その他		4. 共済費	1,860	累計 11,270
2. 観光費	272,780	△11,980	260,800	国県支出金	△11,980	2. 給料	△5,760	累計 25,920
				- 地方債		3. 職員手当等	△4,550	累計 27,640
				- その他		4. 共済費	△1,670	累計 9,350
3. 奥の細道むすびの地記念館費	90,610	1,480	92,090	国県支出金	1,480	3. 職員手当等	1,050	累計 9,650
				- 地方債		4. 共済費	430	累計 3,000
				- その他				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4. 企業立地支援対策費	567,270	△3,380	563,890	国県支出金	△3,380	2. 給料	△2,550	累計 25,000
				- 地方債		4. 共済費	△830	累計 8,880
				- その他				
計	2,666,450	△4,550	2,661,900	国県支出金	△4,550			
				- 地方債				
				- その他				

(款) 7. 商工費

(項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 公設地方卸売市場費	74,700	5,300	80,000	国県支出金	5,300	27. 繰出金	5,300		
				- 地方債					
				- その他					
計	74,700	5,300	80,000	国県支出金	5,300				
				- 地方債					
				- その他					

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土木総務費	233,270	△2,620	230,650	国県支出金	△2,620	2. 給料	△670	累計 103,380
				- 地方債		3. 職員手当等	△1,360	累計 63,450
				- その他		4. 共済費	△590	累計 34,560

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	233,270	△2,620	230,650	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△2,620			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 道路橋りょう総務費	156,870	700	157,570	国県支出金	700	2. 給料	1,110	累計 74,000
				-		3. 職員手当等	170	累計 46,140
				-		4. 共済費	△580	累計 24,800
3. 道路新設改良費	357,200	1,090	358,290	国県支出金	1,090	2. 給料	570	累計 8,980
				-		3. 職員手当等	270	累計 6,580
				-		4. 共済費	250	累計 3,220
4. 交通安全施設費	176,080	△1,240	174,840	国県支出金	△1,240	2. 給料	△980	累計 3,560
				-		3. 職員手当等	△130	累計 2,870
				-		4. 共済費	△130	累計 1,310
計	1,640,170	550	1,640,720	国県支出金 - 地方債 - その他 -	550			

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川水路費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 河川水路総務費	61,640	△2,400	59,240	国県支出金	△2,400	2. 給料	△1,810	累計 27,670	
				-		地方債	3. 職員手当等	△210	累計 17,370
				-		その他	4. 共済費	△380	累計 9,510
3. 水路改良費	241,800	△4,660	237,140	国県支出金	△4,660	2. 給料	△1,710	累計 21,840	
				-		地方債	3. 職員手当等	△2,200	累計 12,580
				-		その他	4. 共済費	△750	累計 6,970
計	883,790	△7,060	876,730	国県支出金	△7,060				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 都市計画総務費	385,070	13,710	398,780	国県支出金	13,710	2. 給料	1,940	累計 148,790	
				-		地方債	3. 職員手当等	10,660	累計 100,360
				-		その他	4. 共済費	1,110	累計 51,620
2. 都市景観費	39,060	650	39,710	国県支出金	650	2. 給料	260	累計 11,620	
				-		地方債	3. 職員手当等	390	累計 7,110
				-		その他			
3. 公共交通対策費	486,560	△5,130	481,430	国県支出金	△5,130	2. 給料	△2,240	累計 24,600	
				-		地方債	3. 職員手当等	△2,060	累計 12,290
				-		その他	4. 共済費	△830	累計 6,210

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5. 市街地整備費	108,490	△1,120	107,370	国県支出金	△1,120	3. 職員手当等	△720	累計 11,450
				地方債		4. 共済費	△400	累計 6,250
				その他				
6. 駅周辺施設管理費	101,100	△2,020	99,080	国県支出金	△2,020	2. 給料	△1,510	累計 10,930
				地方債		3. 職員手当等	△190	累計 7,030
				その他		4. 共済費	△320	累計 3,580
7. 公園管理費	366,310	5,470	371,780	国県支出金	4,270	2. 給料	△290	累計 34,490
				地方債		3. 職員手当等	2,310	累計 22,370
				その他		4. 共済費	△350	累計 11,520
				1,200		12. 委託料	1,200	累計 199,285 公園プレーパーク 運営委託料
						21. 補償補填及び賠償金	2,600	かみいしづ緑の村 公園光熱水費等補償費 1,600 奥養老光熱水費等 補償費 1,000
9. 緑化推進費	222,630	△1,390	221,240	国県支出金	△1,390	2. 給料	△340	累計 25,180
				地方債		3. 職員手当等	△1,050	累計 14,220
計	2,115,460	10,170	2,125,630	国県支出金	8,970			
				地方債				
				その他				
				1,200				

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
3. 住宅対策費	188,790	△1,120	187,670	国県支出金	△1,120	2. 給料	△780	累計 12,940	
				-		地方債	4. 共済費	△340	累計 4,290
				-		その他	-		
計	555,200	△1,120	554,080	国県支出金	△1,120				
				-					
				-					
				-					

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2. 非常備消防費	126,500	△2,490	124,010	国県支出金	△2,490	2. 給料	△900	累計 3,180	
				-		地方債	3. 職員手当等	△1,300	累計 1,890
				-		その他	4. 共済費	△290	累計 980
計	1,755,550	△2,490	1,753,060	国県支出金	△2,490				
				-					
				-					
				-					

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 事務局費	359,520	△940	358,580	国県支出金	△940	2. 給料	△2,770	累計 69,110
				-		地方債	3. 職員手当等	1,830
				-				
				-				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
3. 教育振興費	125,920	11,120	137,040	国県支出金	11,120	2. 給料	4,430	累計 53,700	
				-		地方債	3. 職員手当等	5,380	累計 36,540
				-		その他	4. 共済費	1,310	累計 19,130
計	898,850	10,180	909,030	国県支出金	10,180				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	741,330	4,400	745,730	国県支出金 2,200	2,200	10. 需用費	4,400	累計 252,988 消耗品費
			-	地方債				
			-	その他				
計	973,650	4,400	978,050	国県支出金 2,200	2,200			
			-	地方債				
			-	その他				

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	474,360	2,200	476,560	国県支出金 1,100	1,100	10. 需用費	2,200	累計 132,073 消耗品費
			-	地方債				
			-	その他				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	584,320	2,200	586,520	国県支出金 1,100 地方債 - その他 -	1,100			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 幼稚園費	535,280	△17,090	518,190	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△17,090	2. 給料	△9,560	累計 250,190
						3. 職員手当等	△4,960	累計 131,200
						4. 共済費	△2,570	累計 78,980
計	535,280	△17,090	518,190	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△17,090			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 社会教育総務費	67,590	2,050	69,640	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,050	3. 職員手当等	1,930	累計 13,910
						4. 共済費	120	累計 6,270
2. 図書館費	210,570	4,180	214,750	国県支出金 - 地方債 - その他 -	4,180	2. 給料	2,130	累計 48,210
						3. 職員手当等	1,610	累計 31,710
						4. 共済費	440	累計 15,960

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 文化施設費	690,040	19,500	709,540	国県支出金 - 地方債 - その他 -	19,500	21. 補償補填 及び賠償 金	19,500	学習館・文化会館 光熱水費等補償費 16,900 市民会館光熱水費 等補償費 2,600
5. 青少年育成 費	85,170	△2,030	83,140	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△2,030	2. 給料	△2,520	累計 19,050
						3. 職員手当 等	660	累計 14,140
						4. 共済費	△670	累計 6,730
						21. 補償補填 及び賠償 金	500	累計 650 青年の家光熱水費 等補償費
7. 文化振興費	174,910	△11,050	163,860	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△11,050	2. 給料	△3,610	累計 44,070
						3. 職員手当 等	△6,070	累計 26,350
						4. 共済費	△1,370	累計 14,870
8. 文化財保護 ・活用費	177,680	△3,120	174,560	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△3,120	2. 給料	△2,180	累計 24,420
						3. 職員手当 等	△340	累計 16,880
						4. 共済費	△600	累計 8,440
9. 郷土・歴史 施設費	109,070	1,550	110,620	国県支出金 - 地方債 - その他 3,800	△2,250	2. 給料	△1,390	累計 3,510
						3. 職員手当 等	△860	累計 2,960
						10. 需用費	400	累計 26,147 修繕料
						14. 工事請負 費	3,400	累計 5,400

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
10. 守屋多々志 美術館費	42,150	2,770	44,920	国県支出金	2,770	2. 給料	1,720	累計 11,790	
				-		地方債	3. 職員手当 等	410	累計 5,720
				-		その他	4. 共済費	640	累計 2,980
11. 日本昭和音 楽村費	47,720	△4,280	43,440	国県支出金	△4,280	2. 給料	△1,810	累計 11,190	
				-		地方債	3. 職員手当 等	△2,010	累計 6,690
				-		その他	4. 共済費	△460	累計 3,800
計	1,862,250	9,570	1,871,820	国県支出金 - 地方債 - その他 3,800	5,770				

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 体育施設費	403,110	19,900	423,010	国県支出金 - 地方債 - その他 -	19,900	21. 補償補填 及び賠償 金	19,900	累計 20,012 体育施設光熱水費 等補償費
5. 教育保健費	120,900	2,230	123,130	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,230	3. 職員手当 等	2,140	累計 6,340
						4. 共済費	90	累計 3,280
6. 学校給食費	1,125,330	△3,960	1,121,370	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△3,960	2. 給料	△3,860	累計 211,380
						3. 職員手当 等	1,230	累計 109,550
						4. 共済費	△1,330	累計 64,910

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,779,710	18,170	1,797,880	国県支出金 -	18,170			
				地方債 -				
				その他 -				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 (支給率)	通勤手当	退職手当	計			
補 正 後	長 等	4 人	千円 -	千円 41,810	千円 17,730 (4.40月分)	千円 440	千円 15,410	千円 75,390	千円 10,270	千円 85,660
	議 員	22	209,940	-	-	-	-	209,940	47,050	256,990
	その他	38	17,370	-	-	-	-	17,370	-	17,370
	計	64	227,310	41,810	17,730	440	15,410	302,700	57,320	360,020
補 正 前	長 等	4	-	41,810	17,360 (4.30月分)	440	15,410	75,020	10,240	85,260
	議 員	22	208,340	-	-	-	-	208,340	47,050	255,390
	その他	38	17,370	-	-	-	-	17,370	-	17,370
	計	64	225,710	41,810	17,360	440	15,410	300,730	57,290	358,020
比 較	長 等	0	-	0	370	0	0	370	30	400
	議 員	0	1,600	-	-	-	-	1,600	0	1,600
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	計	0	1,600	0	370	0	0	1,970	30	2,000

2. 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	2,440 ^人	1,201,810 ^{千円}	4,630,680 ^{千円}	3,164,090 ^{千円}	8,996,580 ^{千円}	1,685,390 ^{千円}	10,681,970 ^{千円}
補正前	2,440	1,201,010	4,669,330	3,116,420	8,986,760	1,717,600	10,704,360
比 較	0	800	△ 38,650	47,670	9,820	△ 32,210	△ 22,390

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	宿日直手当
	補正後	119,130 ^{千円}	134,790 ^{千円}	50,630 ^{千円}	80,440 ^{千円}	48,210 ^{千円}	504,170 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補正前	120,600	136,350	47,940	80,990	49,940	476,480	6,400
	比 較	△ 1,470	△ 1,560	2,690	△ 550	△ 1,730	27,690	0
	区 分	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末勤勉 手 当	退職手当			
	補正後	670 ^{千円}	57,640 ^{千円}	1,762,170 ^{千円}	399,840 ^{千円}			
	補正前	620	59,380	1,737,880	399,840			
	比 較	50	△ 1,740	24,290	0			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
公営ポスター掲示場設置 等委託	3,100	3,100	年度 -	-	年度 5	3,100	国県支出金 1,400 地方債 - その他 -	1,700
土木管理車購入事業	6,000	6,000	-	-	5	6,000	国県支出金 - 地方債 - その他 5,000	1,000
勤労身体障害者等市民 プール改修事業	10,000	10,000	-	-	5	10,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	10,000

議第83号

令和4年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)

令和4年度大垣市の公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		74,700	5,300	80,000
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	74,700	5,300	80,000
歳 入 合 計		101,600	5,300	106,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 場 事 業 費		91,710	5,300	97,010
	1. 市 場 事 業 費	91,710	5,300	97,010
歳 出 合 計		101,600	5,300	106,900

令和4年度 大垣市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	74,700	5,300	80,000	1. 一般会計繰入金	5,300	
計	74,700	5,300	80,000			

2 歳 出

(款) 1. 市場事業費

(項) 1. 市場事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 市場管理費	91,710	5,300	97,010	事業収入 - 繰入金 5,300	21. 補償補填 及び賠償 金	5,300	公設地方卸売市場 光熱水費等補償費
計	91,710	5,300	97,010	事業収入 - 繰入金 5,300			

議第84号

令和4年度大垣市競輪事業会計補正予算(第1号)

令和4年度大垣市の競輪事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,026,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 競 輪 事 業 収 入		16,716,900	6,000,000	22,716,900
	1. 競 輪 事 業 収 入	16,716,900	6,000,000	22,716,900
歳 入 合 計		18,026,000	6,000,000	24,026,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 競 輪 事 業 費		17,887,700	6,000,000	23,887,700
	1. 総 務 管 理 費	480,300	600,000	1,080,300
	2. 競 輪 開 催 費	17,407,400	5,400,000	22,807,400
歳 出 合 計		18,026,000	6,000,000	24,026,000

令和4年度 大垣市競輪事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 競輪事業収入

(項) 1. 競輪事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 車券発売収入	16,000,000	6,000,000	22,000,000	1. 車券発売収入	6,000,000	
計	16,716,900	6,000,000	22,716,900			

2 歳 出

(款) 1. 競輪事業費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
2. 諸 費	378,100	600,000	978,100	事業収入 600,000 地方債 - 繰入金 -	24. 積立金	600,000	競輪事業施設等整備基金積立金
計	480,300	600,000	1,080,300	事業収入 600,000 地方債 - 繰入金 -			

(款) 1. 競輪事業費

(項) 2. 競輪開催費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 業 務 費	4,697,200	900,000	5,597,200	事業収入 900,000 地方債 - 繰入金 -	12. 委託料	754,600	累計 3,450,800 場外競輪車券発売委託料 741,100 競技関係委託料 13,500
					18. 負担金補助及び交付金	145,400	累計 646,100 全国競輪施行者協議会負担金 7,800 J K A 交付金 137,600
2. 払 戻 金	12,000,000	4,500,000	16,500,000	事業収入 4,500,000 地方債 - 繰入金 -	22. 償還金利息及び割引料	4,500,000	払戻金
計	17,407,400	5,400,000	22,807,400	事業収入 5,400,000 地方債 - 繰入金 -			

議第85号

令和4年度大垣市病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度大垣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	35,320,700 千円	790,000 千円	36,110,700 千円
第1項 病院医業収益	34,824,600 千円	790,000 千円	35,614,600 千円
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	35,310,700 千円	790,000 千円	36,100,700 千円
第1項 病院医業費用	34,701,100 千円	790,000 千円	35,491,100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第3条 予算第8条に定めた「たな卸資産の購入限度額は、14,146,500千円」を「たな卸資産の購入限度額は、14,896,500千円」に改める。

令和4年12月5日提出

大垣市長 石 田 仁

令和4年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			35,320,700	790,000	36,110,700	
	1. 病院医業収益		34,824,600	790,000	35,614,600	
		1. 入 院 収 益	20,012,000	390,000	20,402,000	
		2. 外 来 収 益	14,178,000	400,000	14,578,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			35,310,700	790,000	36,100,700	
	1. 病院医業費用		34,701,100	790,000	35,491,100	
		1. 給 与 費	14,189,900	40,000	14,229,900	
		2. 材 料 費	14,146,500	750,000	14,896,500	

令和4年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	10,000
(2) 減価償却費	1,527,000
(3) 固定資産除却費	21,000
(4) 長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 85,025
(5) 貸倒引当金の増減額(△は減少)	6,500
(6) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)	△ 17,100
(7) 奨学金貸付免除額	69,000
(8) 長期前受金戻入額	△ 67,000
(9) 受取利息及び受取配当金	△ 15,600
(10) 支払利息	82,900
(11) 未収金の増減額(△は増加)	65,826
(12) 未払金の増減額(△は減少)	△ 180,852
(13) たな卸資産の増減額(△は増加)	110
小計	1,416,759
(14) 利息及び配当金の受取額	15,600
(15) 利息の支払額	△ 82,900
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,349,459

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 917,075
(2) 有価証券の取得による支出	△ 1,005,000
(3) 奨学金の貸付による支出	△ 76,200
(4) 奨学金等の返還による収入	310,000
(5) 国庫補助金等による収入	1,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,687,575

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 266,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 68,100
(3) 他会計からの出資による収入	170,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 164,100

資金増加額(又は減少額) △ 502,216

資金期首残高 26,258,722

資金期末残高 25,756,506

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	1,753 ^人	389,300 ^{千円}	5,523,900 ^{千円}	6,035,700 ^{千円}	11,948,900 ^{千円}	2,221,600 ^{千円}	14,170,500 ^{千円}
補正前	1,753	389,300	5,523,900	5,995,700	11,908,900	2,221,600	14,130,500
比 較	0	0	0	40,000	40,000	0	40,000

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	宿日直手当
	補正後	100,700 ^{千円}	169,000 ^{千円}	111,800 ^{千円}	90,900 ^{千円}	1,602,400 ^{千円}	1,284,100 ^{千円}	58,500 ^{千円}
	補正前	100,700	169,000	111,800	90,900	1,562,400	1,284,100	58,500
	比 較	0	0	0	0	40,000	0	0
区 分	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末勤勉 手 当	退職給付費				
補正後	900 ^{千円}	68,200 ^{千円}	2,089,200 ^{千円}	460,000 ^{千円}				
補正前	900	68,200	2,089,200	460,000				
比 較	0	0	0	0				

令和4年度大垣市病院事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1.	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ 土 地		1,456,318	
	ロ 建 物	34,234,492		
	減価償却累計額	<u>△ 21,609,052</u>	12,625,440	
	ハ 構 築 物	186,123		
	減価償却累計額	<u>△ 125,762</u>	60,361	
	ニ 器 械 備 品	14,735,381		
	減価償却累計額	<u>△ 11,191,989</u>	3,543,392	
	ホ 車 両	33,153		
	減価償却累計額	<u>△ 30,233</u>	2,920	
	ヘ リース資産	312,588		
	減価償却累計額	<u>△ 195,962</u>	116,626	
	ト 建 設 仮 勘 定		47,273	
	有形固定資産合計		<u>17,852,330</u>	
	(2)無形固定資産			
	イ 電 話 加 入 権		444	
	無形固定資産合計		<u>444</u>	
	(3)投資その他の資産			
	イ 投資有価証券		1,005,000	
	ロ 長 期 貸 付 金		1,903,100	
	ハ 長 期 前 払 消 費 税		85,025	
	投資その他の資産合計		<u>2,993,125</u>	
	固定資産合計			<u>20,845,899</u>
2.	流 動 資 産			
	(1)現金預金		25,756,506	
	(2)未収金		5,956,800	
	貸倒引当金	<u>△ 105,820</u>	5,850,980	
	(3)貯蔵品		401,030	
	流動資産合計		<u>32,008,516</u>	
	資産合計			<u>52,854,415</u>
		負 債 の 部		
3.	固 定 負 債			
	(1)企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,783,462</u>		
	企業債合計		3,783,462	
	(2)リース債務		63,068	
	(3)引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>3,042,043</u>		
	引当金合計		3,042,043	
	固定負債合計		<u>6,888,573</u>	

4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		270,128	
企業債合計			270,128
(2) リース債務			64,494
(3) 未払金			1,910,000
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		831,500	
引当金合計			831,500
(5) その他流動負債			
イ 預り金		25,000	
その他流動負債合計			25,000
流動負債合計			3,101,122
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	138,120		
収益化累計額	△ 43,682	94,438	
ロ 寄附金	188,751		
収益化累計額	△ 72,832	115,919	
ハ 補助金	1,364,097		
収益化累計額	△ 884,263	479,834	
長期前受金合計			690,191
繰延収益合計			690,191
負債合計			10,679,886
		資 本 の 部	
6. 資本金			22,495,812
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金		149,109	
資本剰余金合計			149,109
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金			
繰越利益剰余金年度末残高	19,519,608		
当年度純利益	10,000		
利益剰余金合計		19,529,608	
剰余金合計			19,678,717
資本合計			42,174,529
負債資本合計			52,854,415

令和4年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収 益 的 収 入

(款) 1. 病院事業収益

(項) 1. 病院医業収益

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 入院収益	20,012,000	390,000	20,402,000	入院収益	390,000	
2. 外来収益	14,178,000	400,000	14,578,000	外来収益	400,000	
計	34,824,600	790,000	35,614,600			

収 益 的 支 出

(款) 1. 病院事業費用

(項) 1. 病院医業費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 給与費	14,189,900	40,000	14,229,900	看護師手当等	40,000	累計 1,910,720
2. 材料費	14,146,500	750,000	14,896,500	薬品費	300,000	累計 9,586,000
				診療材料費	450,000	累計 5,105,000
計	34,701,100	790,000	35,491,100			

議第86号

令和4年度大垣市水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度大垣市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為について、次のものを追加する。

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設替事業	令和5年度	10,000 千円

令和4年12月5日提出

大垣市長 石 田 仁

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	
配水管布設替事業	10,000	10,000	年度 -	-	年度 5	10,000	事業収益 1,500 留保資金及び剰余金 8,500

議第87号

令和4年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度大垣市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為について、次のものを追加する。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 管 布 設 事 業	令 和 5 年 度	12,000 千円

令和4年12月5日提出

大垣市長 石 田 仁

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支 出 予 定 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	
下 水 管 布 設 事 業	12,000	12,000	年度 -	-	年度 5	12,000	企業債 <div style="text-align: right;">5,800</div> 国県補助金 <div style="text-align: right;">5,500</div> 出資金 <div style="text-align: right;">700</div>

議第88号

大垣市個人情報保護法施行条例の制定について
大垣市個人情報保護法施行条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第2条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第60条第1項の保有個人情報の開示を請求し、当該保有個人情報の写しの交付その他の方法による開示を受ける者は、当該写しの交付その他の方法による開示に要する費用を負担するものとする。

3 前項の写しの交付その他の方法による開示に要する費用は、市長が別に定める。

(開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関(議会を除く。以下同じ。)が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 法第83条第1項の開示決定等は、法第77条第1項の開示請求書の提出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分

につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(法第129条の規定に基づく諮問)

第6条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大垣市個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第 号)に規定する大垣市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大垣市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大垣市個人情報保護条例(平成16年条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(大垣市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第9条又は第10条第3項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを含む業務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が設置する公の施設の管理を行わせること及び公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定により市が設置する公営住宅又は共同

- 施設の管理を行わせることを含む。)を受けた当該業務に従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第16条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
 - 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第35条の2第1項に規定する大垣市個人情報保護審査会に対し同項の規定による諮問があった場合で、施行日において旧条例第36条第2項の答申がされていないときは、当該諮問は、大垣市個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第 号)に規定する大垣市個人情報保護審査会に対してされたものとみなす。

(大垣市情報公開条例の一部改正)

第6条 大垣市情報公開条例(平成10年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真及びフィルム並びに」を「及び」に改める。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作

その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等(国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人をいう。以下同じ。)相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

第12条第2項中「交付」の次に「その他の方法による公開」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の写しの交付その他の方法による公開に要する費用は、市長が別に定める。

(大垣市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 施行日前に前条の規定による改正前の大垣市情報公開条例(以下「旧公開条例」という。)第8条の規定による請求がされた場合における旧公開条例第6条の適用については、なお従前の例による。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第8条 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第67号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「第66号まで」を「第65号まで」に改め、同条第2項中「第1条第67号」を「第1条第66号」に改める。

別表中「個人情報保護審議会委員」を削る。

議第89号

大垣市個人情報保護審査会設置条例の制定について
大垣市個人情報保護審査会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市個人情報保護審査会設置条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する諮問に応じ調査審議するため、大垣市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 大垣市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年条例第 号)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第 号)第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1号又は第2号の諮問があった場合において必要があると認めるときは、審査会に諮問をした市の機関に対し、保有個人情報の提示及び資料の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

第8条 審査会は、第2条第3号の諮問があった場合において必要があると認めるときは、審査会に諮問をした市の機関に対し、意見又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日の前日に大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第 号)附則第2条の規定による廃止前の大垣市個人情報保護条例(平成16年条例第27号)第36条の規定により市に設置された大垣市個人情報保護審査会の委員(以下「旧委員」という。)であった者は、施行日に第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなし、その任期は、旧委員として在職した期間を通算する。

議第90号

大垣市未来づくり基金条例の制定について
大垣市未来づくり基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市未来づくり基金条例

(設置)

第1条 イビデン株式会社からの寄附金を受け、SDGsの達成に向けた取組を推進するとともに、未来につながるまちづくり及び人づくりを進めるため、大垣市未来づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 前条の寄附金は、基金として積み立てるものとする。ただし、必要があるときは、予算で定める額を積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的に要する経費の財源に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の目的を達成するため必要と認められる事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(目的外の取崩し)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、

当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第91号

大垣市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条 - 第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条 - 第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「認めるときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務に従事」を「当該定年退職日において従事している職務に従事」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1

項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第2章の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)第10条第1項及び大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第23号)第4条に規定する職

(2) 前号に準ずる職として、任命権者が定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、

当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定に

より延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、大垣市が構成団体である一部事務組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することがで

きる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

- 第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)第1条の規定による改正前の大垣市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員(次項において「医師等」という。)については、前項の規定は適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう

努めるものとする。

(大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条に次の1号を加える。

- (3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(大垣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 大垣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「6月以下」を「1日以上6月以下」に、「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料等の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年条例第21号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(大垣市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 大垣市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年条例第21号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第4号中「大垣市職員の定年等に関する条例」を「定年等条例」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項を次のように改める。

- 2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時

間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2第3項を削る。

第7条第1項から第3項までの規定中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項第1号中「(以下「交通機関等」という。)」を「(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)」に、「(以下「運賃等」という。)」を「(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)」に改め、同項第2号中「(以下「自動車等」という。)」を「(以下この条において「自動車等」という。)」に改め、同条第2項中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「(以下「運賃等相当額」という。)」を「(以下この項及び第4項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同項ただし書中「(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)」を「(以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「「100分の100」とする」を、「「100分の100」とする」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「この条において」を「この項から第3項までにおいて」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第2項中「第11条」を「第4条、第5条、第7条、第11条」に、「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第11条、第12条及び第12条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則第5項中「もの」を「措置」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則中第10項を第18項とし、第9項を第17項とし、第8項を第16項とし、第

7項の次に次の8項を加える。

- 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条の2第1項、第4条、第5条及び第6条並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)第1条の規定による改正前の大垣市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第21号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (3) 大垣市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 大垣市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 10 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市の規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する

額を給料として支給する。

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、附則第10項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第1アの表再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	171,400	187,700	209,400	231,200	241,900	249,800	256,400	258,800

別表第1イの表再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 164,700	円 184,200	円 199,400	円 210,800	円 213,300

別表第2アの表再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

別表第2イの表再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 188,400	円 197,800	円 210,500	円 225,600	円 237,500	円 250,400	円 259,600	円 263,300

別表第2ウの表再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 211,600	円 226,800	円 241,300	円 252,000	円 256,500	円 262,100	円 266,300

第9条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1アの表定年前再任用短時間勤務職員の部中

「

円	円	円	円	円	円	円	円
171,400	187,700	209,400	231,200	241,900	249,800	256,400	258,800

」

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

」

に改め、同表イの表定年前再任用短時間勤務職員の部中

「

円	円	円	円	円
164,700	184,200	199,400	210,800	213,300

を

」

「

円	円	円	円	円
193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

に改める。

」

別表第2イの表定年前再任用短時間勤務職員の部中

「

円	円	円	円	円	円	円	円
188,400	197,800	210,500	225,600	237,500	250,400	259,600	263,300

」

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円
188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

」

に改め、同表ウの表定年前再任用短時間勤務職員の部中

「

円	円	円	円	円	円	円
211,600	226,800	241,300	252,000	256,500	262,100	266,300

を

」

「

円	円	円	円	円	円	円
235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

に

」

改める。

(大垣市職員退職手当条例の一部改正)

第10条 大垣市職員退職手当条例(昭和28年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「18日」の次に「(大垣市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除く1月間の日数が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、同項ただし書中「法第22条の2第1項第1号」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号」に改める。

第4条第1項中「法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に、「法第28条の3第1項」を「法第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に、「法第28条の3第1項」を「法第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「以下「調整月額」という。」を「以下この項及び第5項において「調整月額」という。」に改める。

第13条第1項第1号及び同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「以下この条において同じ」を「以下この項から第6項までにおいて同じ」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、

「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第6項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第15項まで」を加える。

附則第7項中「第5条の2」の次に「及び附則第15項」を加える。

附則第8項中「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則に次の4項を加える。

12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。

14 前2項の規定は、大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)第1条の規定による改正前の大垣市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第21号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

15 大垣市職員の給与に関する条例附則第8項の規定による職員の給料月額の変更は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

(大垣市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 大垣市職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「大垣市職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和59年条例第22号)による改正後の大垣市職員退職手当条例(以下「条例第22号による改正後の条例」という。)」を「大垣市職員退職手当条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第12項若しくは第13項」を加え、「当分の間、条例第22号によ

る改正後の条例」を「当分の間、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第15項まで」を加える。

附則第4項中「条例第22号による改正後の条例第3条第1項」を「大垣市職員退職手当条例第3条第1項」に改め、「条例第22号による改正後の条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第15項」に改める。

附則第5項中「条例第22号による改正後の条例第5条」を「大垣市職員退職手当条例第5条又は附則第13項」に改める。

第12条 大垣市職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例第2条の4」を「大垣市職員退職手当条例第2条の4」に改める。

(大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の6の見出し中「再任用企業職員」を「定年前再任用短時間勤務企業職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第9条の規定は令和6年4月1日から、附則第12条の規定は公布の日から施行する。

(大垣市職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 大垣市職員の再任用に関する条例(平成18年条例第4号)は、廃止する。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の大垣市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の大垣市職員の定年等

に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市の規則で定める職にあっては、市の規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範

囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、大垣市が構成団体である一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、一部事務組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を

要する職でその勤務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該市の規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市の規則で定める短時間勤務の職にあつては、市の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第2条の規定による改正後の大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定を適用する。

(大垣市職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の大垣市職員の育児休業等に関する条例第20条及び第21条第1項の規定を適用する。

(大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の大垣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定を適用する。

(大垣市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(以下この条及び次条において「新給与条例」という。)の規定を適用する。

2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 新給与条例第4条、第5条、第7条、第11条、第12条及び第12条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(大垣市職員の給与に関する条例における勤務延長職員に関する経過措置)

第17条 新給与条例附則第8項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(大垣市職員退職手当条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第18条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の大垣市職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

(大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用企業職員に関する経過措置)

第19条 暫定再任用企業職員については、大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の3及び第14条の規定は、適用しない。

議第92号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の115)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の55)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		150,100	174,400	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2		151,200	177,100	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3		152,400	179,700	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4		153,500	182,300	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5		154,600	185,000	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6		155,700	186,700	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7		156,800	188,400	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8		157,900	190,100	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9		158,900	191,600	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10		160,300	193,400	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11		161,600	195,200	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12		162,900	196,900	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13		164,100	198,500	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14		165,600	200,300	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15		167,100	202,100	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16		168,700	203,900	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		169,800	205,400	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		171,200	207,200	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		172,600	209,000	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20		174,000	210,800	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21		175,300	212,400	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22		177,800	214,200	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23		180,300	216,000	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24		182,800	217,800	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25		185,200	219,200	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26		186,900	221,000	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27		188,500	222,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28		190,200	224,500	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29		191,700	226,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30		193,400	227,800	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31		195,200	229,400	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32		196,900	230,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33		198,500	232,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34		199,900	233,800	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35		201,400	235,400	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36		202,900	236,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37		204,200	237,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38		205,500	239,400	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39		206,700	240,700	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40		208,000	241,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41		209,300	243,100	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42		210,600	244,100	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43		211,900	245,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44		213,200	246,100	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300

再任用
職員以
外の職
員

45	214,300	247,200	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	248,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,900
47	216,900	249,000	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,200
48	218,200	250,000	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,500
49	219,200	250,900	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	469,800
50	220,300	252,200	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,100
51	221,300	253,400	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,400
52	222,300	254,700	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	470,700
53	223,300	256,000	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,000
54	224,200	257,400	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	471,300
55	225,100	258,600	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	471,600
56	226,000	259,800	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	471,900
57	226,300	260,900	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	472,200
58	227,100	262,100	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	472,500
59	227,800	263,400	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	472,800
60	228,500	264,500	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	473,100
61	229,200	265,600	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	473,400
62	230,000	266,600	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	473,700
63	230,700	267,800	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	474,000
64	231,300	268,900	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	474,300
65	231,900	269,900	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	474,600
66	232,500	270,900	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	
67	233,100	272,000	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	
68	233,800	273,100	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	
69	234,500	274,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	
70	235,100	275,000	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	235,600	275,900	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	236,300	277,000	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	237,000	278,100	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	237,600	279,100	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	280,000	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	281,000	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	281,500	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	282,400	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	283,100	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	284,000	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	285,000	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	285,800	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	286,600	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	287,400	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	288,200	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	288,700	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	245,100	289,100	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	289,600	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	289,800	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	246,600	290,100	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	290,300	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	290,700	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	290,900	342,200	381,000	393,000			
94		291,100	342,600		393,300			

95		291,500	343,100		393,600				
96		291,800	343,500		393,800				
97		292,100	343,700		394,000				
98		292,400	344,100		394,300				
99		292,700	344,500		394,600				
100		293,100	344,800		394,800				
101		293,400	345,100		395,000				
102		293,800	345,500						
103		294,100	345,900						
104		294,500	346,300						
105		294,700	346,800						
106		294,900	347,200						
107		295,200	347,600						
108		295,600	348,000						
109		295,800	348,500						
110		296,100	348,900						
111		296,500	349,200						
112		296,900	349,500						
113		297,100	350,000						
114		297,400							
115		297,800							
116		298,100							
117		298,300							
118		298,600							
119		299,000							
120		299,300							
121		299,500							
122		299,900							
123		300,300							
124		300,600							
125		300,800							
再任用 職員		171,400	187,700	209,400	231,200	241,900	249,800	256,400	258,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	167,200	202,700	218,300	266,800
	2	137,100	168,700	204,200	219,600	268,500
	3	138,100	170,200	205,700	220,800	270,300
	4	139,000	171,700	207,200	222,100	272,100
	5	140,000	173,200	208,500	223,400	273,800
	6	141,000	175,100	209,700	224,600	275,600
	7	142,000	177,000	211,100	225,900	277,400
	8	143,000	178,900	212,300	227,200	279,200
	9	143,800	180,700	213,600	228,500	281,000
	10	144,800	182,400	215,000	229,700	282,900
	11	145,800	184,100	216,400	231,000	284,500
	12	146,900	185,800	217,800	232,300	286,200
	13	147,700	187,400	219,100	233,600	287,900
	14	148,700	188,700	220,700	234,800	289,400
	15	149,800	190,100	222,300	236,100	290,600
	16	150,800	191,300	223,700	237,400	291,800
	17	151,900	192,300	224,900	238,700	293,300
	18	153,300	193,800	226,400	239,900	295,100
	19	154,500	195,200	227,900	241,200	296,800
	20	155,700	196,500	229,200	242,500	298,600
	21	156,800	197,900	230,000	243,700	300,000
	22	158,000	198,900	230,700	245,000	301,700
	23	159,200	200,200	231,600	246,300	303,300
	24	160,400	201,200	232,600	247,600	304,800
	25	161,500	202,400	233,200	248,900	306,300
	26	163,000	203,500	234,700	250,200	307,900
	27	164,500	204,600	236,000	251,500	309,500
	28	166,000	205,700	237,000	252,800	311,200
	29	167,400	206,600	238,300	254,100	312,200
	30	168,800	207,700	239,500	255,300	313,600
	31	170,300	208,700	240,800	256,300	315,000
	32	171,800	209,700	242,000	257,400	316,500
	33	173,100	210,600	242,800	258,300	317,600
	34	174,800	211,700	244,000	259,300	319,100
	35	176,500	212,800	245,200	260,400	320,500
	36	178,200	213,700	246,300	261,300	321,900
	37	179,900	214,600	247,400	262,200	323,500
	38	181,300	215,500	248,400	262,900	324,700
	39	183,000	216,200	249,500	263,800	326,000
	40	184,500	217,100	250,500	264,700	327,200
	41	185,800	217,900	251,600	265,700	328,300
	42	187,200	219,100	252,500	266,700	329,200
	43	188,500	220,100	253,500	267,600	330,300
	44	189,900	220,900	254,500	268,500	331,400
	45	191,400	221,500	255,500	269,400	332,500

再任用
職員以
外の職
員

46	192,700	222,500	256,700	270,500	333,600
47	194,100	223,600	257,600	271,500	334,600
48	195,500	224,700	258,900	272,300	335,600
49	196,800	225,200	259,600	273,200	336,600
50	197,900	226,300	260,600	274,100	337,600
51	199,000	227,400	261,700	275,100	338,600
52	200,200	228,400	262,600	275,900	339,600
53	201,300	229,200	263,700	276,500	340,500
54	202,400	230,200	264,700	277,300	341,500
55	203,300	231,200	265,800	278,200	342,500
56	204,400	232,100	266,500	279,100	343,500
57	205,500	233,000	267,200	280,000	344,400
58	206,400	233,900	268,000	281,100	345,300
59	207,400	234,700	269,000	282,100	346,200
60	208,400	235,400	270,000	283,100	347,000
61	209,500	236,300	270,800	283,800	347,800
62	210,400	237,300	271,800	284,700	348,600
63	211,300	238,300	272,900	285,600	349,400
64	212,200	239,300	273,900	286,700	350,100
65	212,800	240,300	274,900	287,300	350,800
66	213,600	241,300	276,000	288,200	351,600
67	214,300	242,000	276,800	289,100	352,400
68	215,000	242,700	277,900	290,000	353,100
69	215,400	243,500	278,700	290,600	353,800
70	215,800	244,400	279,500	291,600	354,500
71	216,100	245,300	280,300	292,600	355,200
72	216,400	246,000	281,100	293,500	355,900
73	216,600	246,800	281,700	294,200	356,500
74	217,000	247,600	282,500	295,100	357,000
75	217,400	248,500	283,300	296,000	357,500
76	218,000	249,200	284,000	296,900	358,000
77	218,200	250,000	284,800	297,600	358,400
78	218,700	250,600	285,500	298,200	358,900
79	219,100	251,300	286,300	298,900	359,400
80	219,500	251,800	287,100	299,700	359,900
81	220,000	252,500	287,700	300,300	360,300
82	220,300	253,100	288,200	301,100	360,800
83	220,600	253,500	288,700	301,800	361,300
84	221,000	253,900	289,100	302,500	361,800
85	221,500	254,100	289,500	303,200	362,200
86	221,900	254,500	289,900	303,900	362,700
87	222,300	255,000	290,400	304,700	363,200
88	223,000	255,500	290,900	305,400	363,700
89	223,400	255,800	291,300	306,000	364,100
90	223,900	256,200	291,900	306,700	364,600
91	224,400	256,700	292,500	307,400	365,100
92	224,800	257,200	293,100	308,100	365,600
93	225,100	257,500	293,400	308,600	366,000
94	225,500	257,800	293,900	309,100	
95	225,900	258,100	294,400	309,700	

96	226,200	258,400	294,800	310,300	
97	226,500	258,600	295,200	310,900	
98	226,900	258,800	295,700	311,300	
99	227,300	259,100	296,200	311,800	
100	227,700	259,400	296,700	312,300	
101	228,100	259,600	297,000	312,600	
102	228,500	259,800	297,400		
103	228,900	260,200	297,900		
104	229,300	260,400	298,400		
105	229,700	260,700	298,800		
106	230,200	261,100	299,200		
107	230,500	261,400	299,500		
108	230,900	261,700	299,800		
109	231,100	261,900	300,100		
110	231,500	262,200	300,500		
111	232,000	262,400	300,900		
112	232,400	262,700	301,300		
113	232,600	263,000	301,600		
114	233,100	263,200	302,000		
115	233,600	263,500	302,400		
116	234,100	263,800	302,700		
117	234,400	264,000	302,900		
118	234,800	264,200	303,200		
119	235,200	264,500	303,500		
120	235,600	264,700	303,700		
121	236,000	265,000	303,900		
122		265,300	304,200		
123		265,600	304,500		
124		265,800	304,700		
125		266,000	304,900		
126		266,300	305,200		
127		266,500	305,500		
128		266,700	305,700		
129		267,000	305,900		
130		267,300	306,200		
131		267,600	306,500		
132		267,900	306,700		
133		268,100	306,900		
134		268,300			
135		268,600			
136		268,900			
137		269,100			
再任用 職員	164,700	184,200	199,400	210,800	213,300

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	

再任用 職員以 外の職 員	47	379,100	446,900	500,600	555,500		
	48	380,600	448,600	502,400	556,500		
	49	381,700	450,400	504,000	557,500		
	50	382,700	452,100	505,300	558,400		
	51	383,700	453,900	506,600	559,300		
	52	384,500	455,700	507,900	560,200		
	53	385,400	457,600	508,900	561,000		
	54	386,300	458,800	510,200	561,900		
	55	387,000	460,000	511,500	562,800		
	56	387,900	461,200	512,800	563,700		
	57	388,600	462,400	513,800	564,600		
	58	389,500	463,400	514,600	565,500		
	59	390,300	464,400	515,400	566,400		
	60	391,100	465,400	516,200	567,100		
	61	391,600	466,200	517,100	568,000		
	62	392,100	466,900	517,900	568,900		
	63	392,500	467,600	518,800	569,800		
	64	393,000	468,300	519,600	570,700		
	65	393,300	469,000	520,500	571,600		
	66		469,700	521,400	572,500		
	67		470,400	522,100	573,400		
	68		471,000	523,000	574,300		
	69		471,300	523,900	575,200		
	70		472,000	524,700	576,100		
	71		472,700	525,600	577,000		
	72		473,400	526,500	577,900		
	73		473,800	527,300	578,800		
	74		474,400	528,200	579,700		
	75		475,100	529,100	580,600		
	76		475,800	529,800	581,500		
	77		476,200	530,600	582,400		
	78		476,800	531,500	583,300		
	79		477,400	532,400	584,200		
	80		477,900	533,300	585,100		
	81		478,500	534,100	586,000		
	82		479,000	535,000	586,900		
	83		479,500	535,900	587,800		
	84		480,000	536,800	588,700		
	85		480,400	537,600	589,600		
	86		481,000	538,500	590,500		
	87		481,400	539,400	591,400		
	88		481,900	540,300	592,300		
	89		482,400	541,100	593,200		
	90		483,000				
	91		483,600				
	92		484,000				
	93		484,500				
	94		485,100				
	95		485,700				
	96		486,300				
	97		486,800				
	再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	

再任用
職員以
外の職
員

47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	409,000		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				

98		292,700	329,300	350,300					
99		292,900	329,600	350,700					
100		293,200	329,900	351,100					
101		293,500	330,100	351,600					
102		293,700	330,400	352,000					
103		293,900	330,800	352,400					
104		294,200	331,000	352,800					
105		294,500	331,200	353,300					
106			331,400						
107			331,800						
108			332,000						
109			332,200						
110			332,600						
111			333,000						
112			333,400						
113			333,600						
再任用 職員		188,400	197,800	210,500	225,600	237,500	250,400	259,600	263,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
1		169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2		171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3		172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4		174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5		175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6		177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7		178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8		180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9		181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10		183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11		184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12		186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13		187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14		189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15		191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16		193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17		195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18		197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19		199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20		201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21		203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22		205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23		207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24		209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25		211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26		212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27		213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28		215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29		216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30		217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31		218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32		219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33		221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34		222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35		223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36		224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37		226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38		227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39		228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40		230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41		231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42		232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43		233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44		235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45		236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46		237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47		239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100

再任用
職員以
外の職
員

48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			

101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700	376,400			
115	294,100	325,300	358,200	376,900			
116	294,400	325,600	358,600	377,400			
117	294,700	325,800	359,000	378,000			
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300	363,100				
127	297,800	328,700	363,600				
128	298,200	328,900	364,100				
129	298,400	329,100	364,500				
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					

	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用 職員		211,600	226,800	241,300	252,000	256,500	262,100	266,300

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

第2条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)、12月に支給する場合においては100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を「100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)、12月に支給する場合においては100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を「100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)」に改める。

(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第4条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225」に改める。

第6条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225」を「100分の220」に改める。

(大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225」に改める。

第8条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

(大垣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第10条 大垣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の大垣市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大垣市職員の給与に関する条例若しくは第3条の規定による改正前の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第7条の規定による改正前の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例若しくは第9条の規定による改正前の大垣市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員

条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議第93号

大垣市基金条例の一部改正について

大垣市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市基金条例の一部を改正する条例

大垣市基金条例(昭和57年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大垣市一般廃棄物処理施設整備基金の項を次のように改める。

大垣市一般廃棄物対策基金	一般廃棄物の処理等に係 る対策の実施に必要な財 源に充てるため	予算で定める額
--------------	---------------------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第94号

大垣市立小学校及び中学校設置条例等の一部改正について

大垣市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市立小学校及び中学校設置条例等の一部を改正する条例
(大垣市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第1条 大垣市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大垣市立学校設置条例

第1条中「及び中学校(以下「学校」という。)」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1項中

「

大垣市立牧田小学校 大垣市上石津町牧田2672番地

大垣市立一之瀬小学校 大垣市上石津町一之瀬1590番地

大垣市立多良小学校 大垣市上石津町宮38番地

大垣市立時小学校 大垣市上石津町堂之上875番地

」

削り、同条第2項中「大垣市立上石津中学校 大垣市上石津町一之瀬100番地」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

大垣市立上石津学園 大垣市上石津町一之瀬100番地

(大垣市立学校施設使用条例の一部改正)

第2条 大垣市立学校施設使用条例(昭和34年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附則第2項を削る。

(大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例(昭和53年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「大垣市立小学校及び中学校設置条例」を「大垣市立学校設置条例」に改め、「小学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

第6条中「、小学校長の意見を聴き」を「、その内容を審査し」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第95号

大垣市環境保全基金条例の廃止について
大垣市環境保全基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市環境保全基金条例を廃止する条例
大垣市環境保全基金条例(平成10年条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第96号

大垣市民会館条例の廃止について
大垣市民会館条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市民会館条例を廃止する条例
大垣市民会館条例(昭和42年条例第47号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第97号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | ひまわり学園建設(建築主体)工事 |
| 2 契約金額 | 4億810万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
代表取締役社長 木村 志朗 |

議第98号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

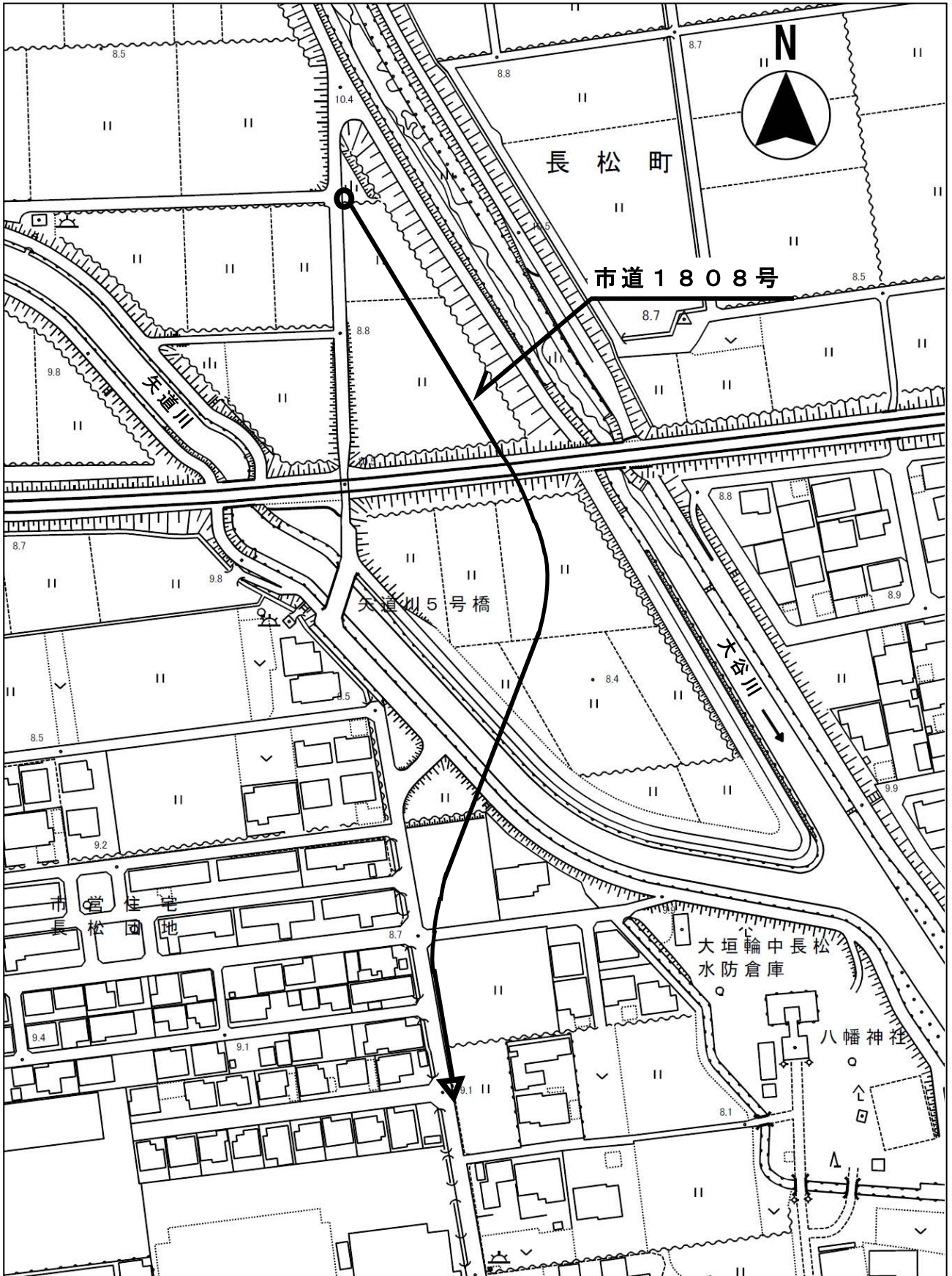
令和4年12月5日 提出

大垣市長 石田 仁

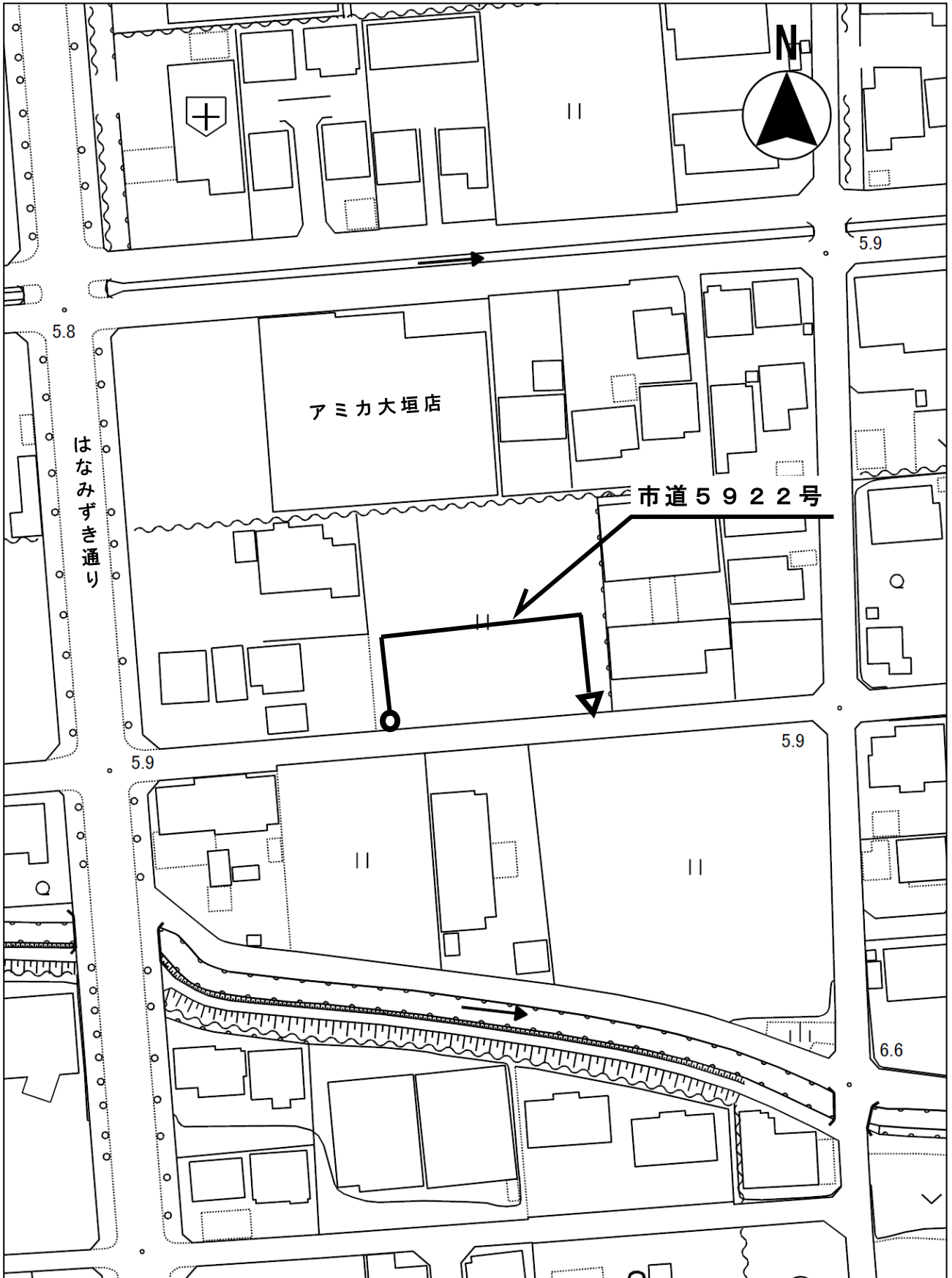
市道路線認定調書

路線 番号	路線名	起 点		重要な 経過地	備 考
		終 点			
1808	長松102号線	大垣市長松町字石田92番5	地先から		
		大垣市長松町字石田97番12	地先まで		
5922	東34号線	大垣市東町2丁目107番5	地先から		
		大垣市東町2丁目108番8	地先まで		
5923	大井21号線	大垣市大井3丁目14番	地先から		
		大垣市大井3丁目205番	地先まで		
13542	下山40号線	大垣市上石津町下山字下田839番1	地先から		
		大垣市上石津町下山字大野2872番1	地先まで		

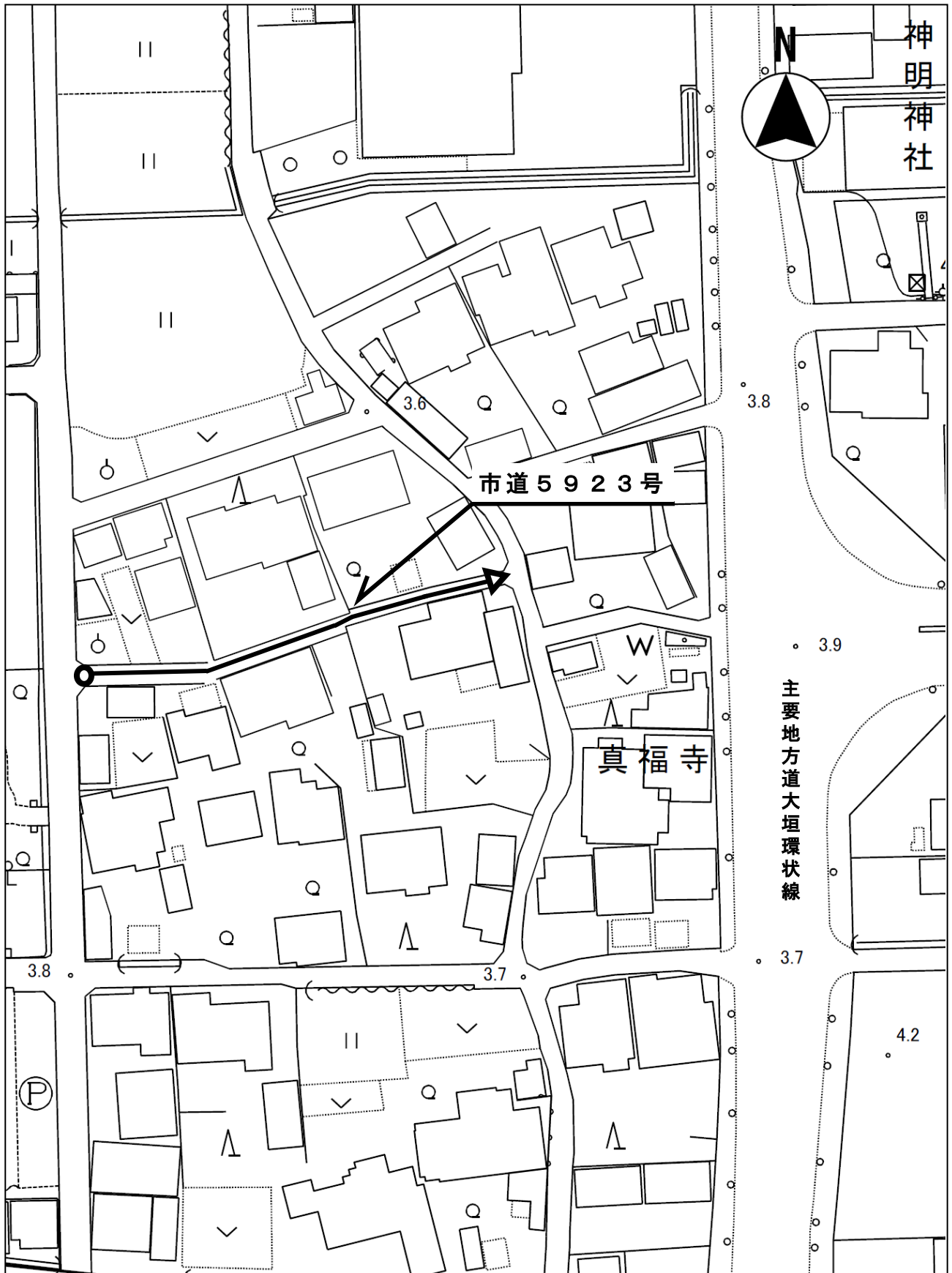
大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第99号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

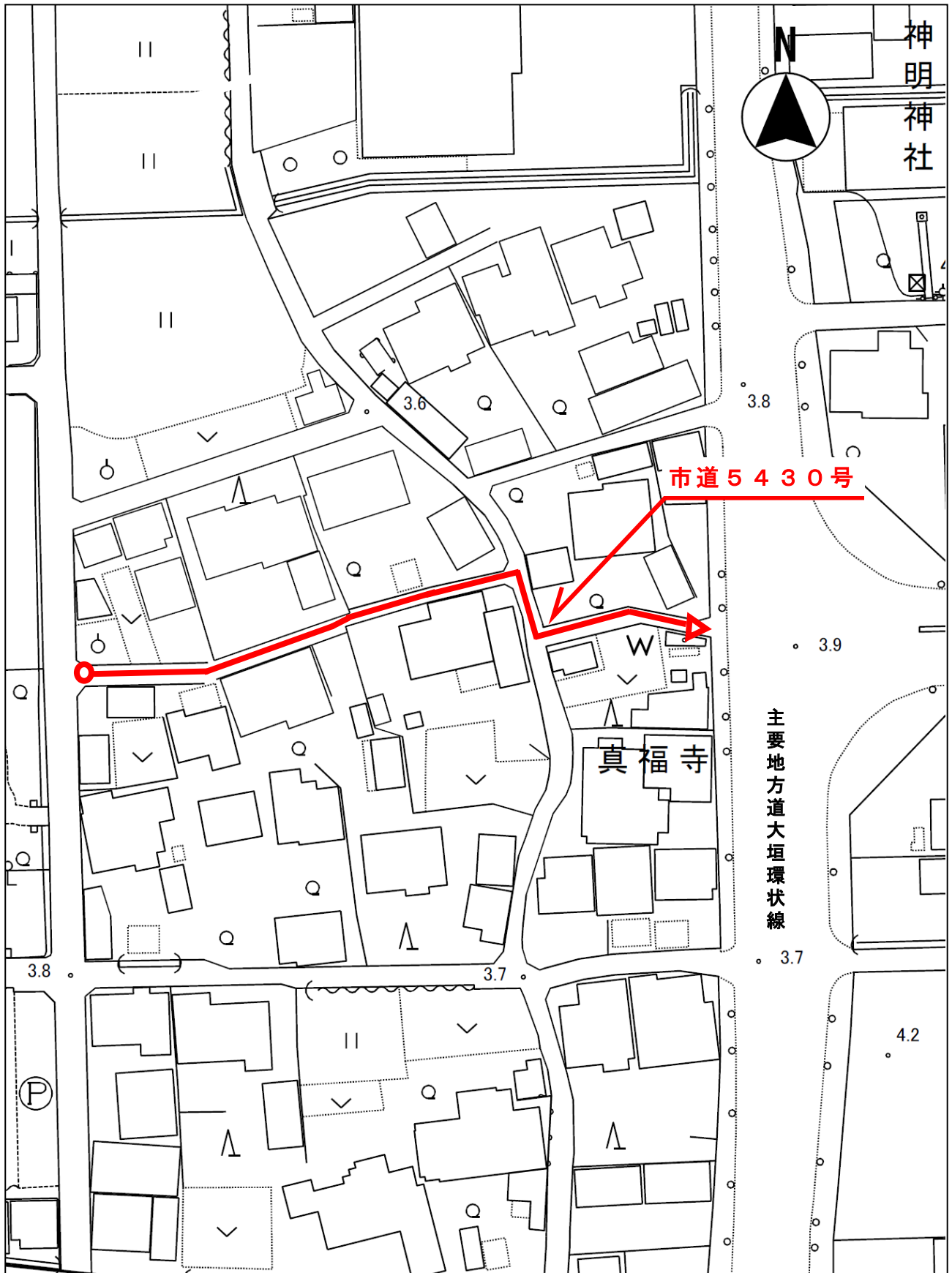
令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

市道路線廃止調書

路線 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	備 考
		終	点		
5430	大井10号線	大垣市大井3丁目14番	地先から		
		大垣市大井3丁目579番1	地先まで		

大垣市道路線廃止位置図



報第13号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年度大垣市一般会計補正予算(第4号)

令和4年度大垣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,271,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月30日専決

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,802,849	812,000	9,614,849
	2. 国庫補助金	2,220,901	812,000	3,032,901
歳入合計		62,459,000	812,000	63,271,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		22,499,130	812,000	23,311,130
	1. 社会福祉費	4,753,070	800,000	5,553,070
	4. 生活保護費	1,476,910	12,000	1,488,910
歳出合計		62,459,000	812,000	63,271,000

令和4年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	337,517	812,000	1,149,517	1. 社会福祉費	800,000	累 計 834,488 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金支給事業費 800,000×10/10
				3. 生活保護費	12,000	累 計 40,739 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自 立支援金支給事業費
計	2,220,901	812,000	3,032,901			

2 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
5. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費	-	800,000	800,000	国県支出金	-	2. 給 料	1,710	一般職給 2人	
				800,000		3. 職員手当等	5,080	通勤手当 90 時間外勤務手当 4,640 期末手当 200 退職手当 150	
				地方債		-	4. 共 済 費	330	職員共済組合負担金 120 社会保険料 190 雇用保険事業主負担 20
				その他		-	10. 需 用 費	4,090	消耗品費 1,480 印刷製本費 2,610
							11. 役 務 費	10,710	通信運搬費 6,860 手数料 3,850
							12. 委 託 料	13,850	データ入力等業務委託料 7,480 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム開発委託料 外 6,370
							13. 使用料及び賃借料	4,230	施設使用料 外
							18. 負担金補助及び交付金	760,000	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
計	4,753,070	800,000	5,553,070	国県支出金 800,000 地方債 - その他 -	-				

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 生活支援総務費	378,410	12,000	390,410	国県支出金 12,000 地方債 - その他 -	-	19. 扶助費	12,000	累計 51,174 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
計	1,476,910	12,000	1,488,910	国県支出金 12,000 地方債 - その他 -	-			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,438 ^人	1,200,560 ^{千円}	4,669,330 ^{千円}	3,116,030 ^{千円}	8,985,920 ^{千円}	1,717,600 ^{千円}	10,703,520 ^{千円}
補 正 前	2,436	1,200,560	4,667,620	3,110,950	8,979,130	1,717,270	10,696,400
比 較	2	0	1,710	5,080	6,790	330	7,120

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	120,600 ^{千円}	136,350 ^{千円}	47,940 ^{千円}	80,990 ^{千円}	49,940 ^{千円}	476,090 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	120,600	136,350	47,940	80,900	49,940	471,450	6,400
	比 較	0	0	0	90	0	4,640	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当				
補 正 後	620 ^{千円}	59,380 ^{千円}	1,737,880 ^{千円}	399,840 ^{千円}				
補 正 前	620	59,380	1,737,680	399,690				
比 較	0	0	200	150				

報第14号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和4年12月5日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年度大垣市一般会計補正予算(第5号)

令和4年度大垣市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,798,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月27日専決

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		9,614,849	308,000	9,922,849
	2. 国 庫 補 助 金	3,032,901	308,000	3,340,901
16. 県 支 出 金		4,112,354	219,000	4,331,354
	2. 県 補 助 金	1,151,847	219,000	1,370,847
21. 諸 収 入		2,725,214	-	2,725,214
	6. 雑 入	1,230,098	-	1,230,098
歳 入 合 計		63,271,000	527,000	63,798,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,289,640	12,000	7,301,640
	4. 戸籍住民基本台帳費	241,480	12,000	253,480
3. 民 生 費		23,311,130	269,000	23,580,130
	3. 児 童 福 祉 費	9,788,470	269,000	10,057,470
4. 衛 生 費		5,939,550	70,000	6,009,550
	2. 清 掃 費	2,575,520	70,000	2,645,520
10. 教 育 費		6,458,060	176,000	6,634,060
	6. 保 健 体 育 費	1,603,710	176,000	1,779,710
歳 出 合 計		63,271,000	527,000	63,798,000

令和4年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	682,406	308,000	990,406	1. 総務管理費	296,000	累 計 950,000 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 物価高騰対策保育園等給食費無償化事業費 50,000 物価高騰対策有料指定ごみ袋配付事業費 70,000 物価高騰対策学校給食費無償化事業費 176,000
				3. 戸籍住民基本台帳費	12,000	累 計 35,147 個人番号カード等交付事業費 7,400 7,400×10/10 個人番号カード利用環境整備事業費 4,600 4,600×10/10
計	3,032,901	308,000	3,340,901			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費県補助金	753,688	219,000	972,688	4. 児童福祉費	219,000	累 計 325,182 子育て世帯負担軽減給付金支給事業費 219,000×10/10
計	1,151,847	219,000	1,370,847			

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 入	1,220,088	-	1,220,088	2. 民生雑入	-	累 計 640,047 保育所等園児賄費 △16,000 物価高騰対策保育園等給食費無償化事業費 16,000
計	1,230,098	-	1,230,098			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費	241,480	12,000	253,480	国県支出金 12,000 地方債 - その他 -	-	12. 委託料	12,000	累計 26,456 個人番号カード出張申請受付等委託料
計	241,480	12,000	253,480	国県支出金 12,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7. 児童保育費	4,528,470	50,000	4,578,470	国県支出金 50,000 地方債 - その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	50,000	累計 1,765,004 保育園等給食費無償化事業負担金 20,000 保育園等給食費無償化事業補助金 30,000
12. 子育て世帯負担軽減給付金支給事業費	-	219,000	219,000	国県支出金 219,000 地方債 - その他 -	-	1. 報酬	450	会計年度任用職員報酬
						3. 職員手当等	390	時間外勤務手当
						8. 旅費	20	費用弁償
						10. 需用費	250	消耗品費 100 印刷製本費 150
						11. 役務費	4,680	通信運搬費 1,600 手数料 3,080

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						12. 委託料	3,210	子育て世帯負担軽減給付金システム開発委託料
						18. 負担金補助及び交付金	210,000	
計	9,788,470	269,000	10,057,470	国県支出金 269,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. リサイクル推進費	245,080	70,000	315,080	国県支出金 70,000 地方債 - その他 -	-	10. 需用費	100	累計 4,708 消耗品費
						11. 役務費	35,700	
						12. 委託料	34,100	累計 191,150 有料指定ごみ袋作成委託料 17,490 有料指定ごみ袋封入・封緘委託料 12,270 有料指定ごみ袋配付事務等委託料 4,340
						13. 使用料及び賃借料	100	
計	2,575,520	70,000	2,645,520	国県支出金 70,000 地方債 - その他 -	-			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6. 学校給食費	949,330	176,000	1,125,330	国県支出金 176,000 地方債 - その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	176,000	累計 176,099 学校給食費無償化 事業負担金
計	1,603,710	176,000	1,779,710	国県支出金 176,000 地方債 - その他 -	-			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,440 ^人	1,201,010 ^{千円}	4,669,330 ^{千円}	3,116,420 ^{千円}	8,986,760 ^{千円}	1,717,600 ^{千円}	10,704,360 ^{千円}
補 正 前	2,438	1,200,560	4,669,330	3,116,030	8,985,920	1,717,600	10,703,520
比 較	2	450	0	390	840	0	840

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	120,600 ^{千円}	136,350 ^{千円}	47,940 ^{千円}	80,990 ^{千円}	49,940 ^{千円}	476,480 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	120,600	136,350	47,940	80,990	49,940	476,090	6,400
	比 較	0	0	0	0	0	390	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当			
補 正 後	620 ^{千円}	59,380 ^{千円}	1,737,880 ^{千円}	399,840 ^{千円}				
補 正 前	620	59,380	1,737,880	399,840				
比 較	0	0	0	0				